

医 第 1 0 1 4 号
平成 2 4 年 1 2 月 2 5 日

各医療機関の管理者 様

島根県健康福祉部医療政策課長

医療機関における院内感染対策の徹底について（通知）

院内感染対策については、「医療法（昭和 23 年法律第 205 号）」第 6 条の 10 及び「医療法施行規則（昭和 23 年厚生労働省令第 50 号）」第 1 条の 11 第 2 項第 1 号の規定並びに「医療機関等における院内感染対策について（平成 23 年 6 月 17 日付け医政指発 0617 第 1 号厚生労働省医政局指導課長通知）」等に基づく院内感染防止体制の徹底について、各医療機関へお願いをしているところです。

今般、県内の医療施設において、結核の院内感染事例が発生いたしました。また、全国的にはノロウイルスによる患者が急増しており、病院での入院患者の死亡事例も発生しました。

つきましては、各医療機関におかれましても、今一度、院内感染防止対策の徹底を図られるようお願いいたします。

なお、上記の通知「医療機関等における院内感染対策について（平成 23 年 6 月 17 日付け医政指発 0617 第 1 号厚生労働省医政局指導課長通知）」にあるとおり、同一医療機関内で同一菌種による感染症の発病症例（※1）が多数にのぼる場合（目安として 10 名以上）、または当該院内感染事案との因果関係が否定できない死亡者が確認された場合は、所管する保健所に速やかに報告をしてください。

また、このような場合に至らない時点においても、必要に応じて保健所への連絡・相談をよろしくお願ひします。

（※1） 次の四菌種は発病前の保菌者を含む：バンコマイシン耐性黄色ブドウ球菌（VRSA）、多剤耐性緑膿菌（MDRP）、バンコマイシン耐性腸球菌（VRE）、多剤耐性アシネトバクター・パウマニ

島根県健康福祉部医療政策課
担当 松尾・杉谷
電話 0852-22-6700

(参 考)

◆医療法（昭和 23 年法律第 205 号）

第 6 条の 10

病院、診療所又は助産所の管理者は、厚生労働省令で定めるところにより、医療の安全を確保するための指針の策定、従業者に対する研修の実施その他の当該病院、診療所又は助産所における医療の安全を確保するための措置を講じなければならない。

◆医療法施行規則（昭和 23 年厚生労働省令第 50 号）抜粋

第 1 条の 11 第 2 項第 1 号

病院等の管理者は、法第六条の十の規定に基づき、次に掲げる安全管理のための体制を確保しなければならない（ただし、第二号については、病院、患者を入院させるための施設を有する診療所及び入所施設を有する助産所に限る。）。

- 一 医療に係る安全管理のための指針を整備すること。
- 二 医療に係る安全管理のための委員会を開催すること。
- 三 医療に係る安全管理のための職員研修を実施すること。
- 四 医療機関内における事故報告等の医療に係る安全の確保を目的とした改善のための方策を講ずること。

2 病院等の管理者は、前項各号に掲げる体制の確保に当たっては、次に掲げる措置を講じなければならない。

- 一 院内感染対策のための体制の確保に係る措置として次に掲げるもの（ただし、ロについては、病院、患者を入院させるための施設を有する診療所及び入所施設を有する助産所に限る。）
 - イ 院内感染対策のための指針の策定
 - ロ 院内感染対策のための委員会の開催
 - ハ 従業者に対する院内感染対策のための研修の実施
 - ニ 当該病院等における感染症の発生状況の報告その他の院内感染対策の推進を目的とした改善のための方策の実施

厚生労働省 医療安全対策 法令・通知等HP

<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/i-anzen/hourei/>

◆「医療機関等における院内感染対策について」

（平成 23 年 6 月 17 日付け医政指発 0617 第 1 厚生労働省医政局指導課長通知）

◆「院内感染対策のための指針案及びマニュアル作成のための手引きの送付について」（平成 19 年 5 月 8 日付け事務連絡厚生労働省医政局指導課通知）